

不服申立て事案答申第 131 号の概要について

1 件名

質問書に対する回答の不開示（不存在）決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 30 年 3 月 14 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「平成〇年〇月〇日に提出した質問書（私が〇〇警察署長あてに発出したもの）及び回答」（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報開示請求を行った。

これに対し、愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が平成 30 年 3 月 28 日付けで、質問書に対する回答文書（以下「回答書」という。）は存在しないとして不開示決定をしたところ、審査請求人は、「開示されるべき書類があるが、開示されていないため、開示を求める。具体的には、回答書及び質問書に対する決裁文書の開示を求める。平成〇年〇月〇日に提出した質問書は開示されたが、回答部分は不開示であったため。」とする審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 事実経過

ア 自己情報開示請求の受理

平成 30 年 3 月 14 日、処分庁は、審査請求人から「平成〇年〇月〇日に提出した質問書（私が〇〇警察署長あてに発出したもの）及び回答」との自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

イ 本件開示請求の対象となる文書の特定

本件開示請求は、審査請求人が平成〇年〇月〇日、愛知県〇〇警察署（以下「〇〇署」という。）長宛てに提出した「質問書」及びこの質問書に対する回答文書であると〇〇署は認識するに至った。

そして、質問書については、審査請求人が申出人となる平成〇年〇月〇日付けの警察安全相談等・苦情経過票に添付された、質問書と題する A4 サイズ 9 枚の文書（以下「質問書」という。）を確認し、本件開示請求の対象となる行政文書として特定した。

また、回答書については、作成されていないことを確認した。

ウ 自己情報開示決定及び同不開示決定

処分庁は平成 30 年 3 月 28 日、質問書については条例第 21 条第 1 項に基づき自己情報開示決定をし、回答書については行政文書として保有していないことから、

条例第 21 条第 2 項に基づき本件処分をした。

エ 審査請求の提起

審査請求人は本件処分について、平成 30 年 3 月 31 日付けで審査請求を提起した。

(2) 質問書の取扱い

ア 警察安全相談等

警察安全相談等は、県民から警察に申出のあった犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穏に係る相談、並びに警察行政に係る要望・意見・感謝・激励・事件情報及びこれらに類するものである。警察安全相談等については、警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程（平成 24 年愛知県警察本部訓令第 4 号）及び同規程の運用（平成 24 年務住発甲第 27 号）において、その処理手続き等が定められている。

イ 処理の流れ

警察安全相談等を受理したときは、速やかに警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票」という。）を作成し、所属長に報告するものとしている。取扱票は、申出者の氏名、申出内容の要旨、受理時における取扱状況等を記載しており、申出者との会話のやりとりを一言一句記載するものではない。警察安全相談等については、警察安全相談等を受理した所属において対応するものとしているが、他の所属又は他の行政機関等において対応することが適当と認められる場合については、当該所属又は行政機関等に引き継ぐものとしている。

また、対応の経過又は結果については、警察安全相談等・苦情経過票（以下「経過票」という。）に記録するものとしている。

ウ 申出者からの提出文書の取扱い

上記のとおり、警察安全相談等の処理に当たっては、申出内容等を記載する取扱票又は経過票を作成し、申出者から書面等の提出があった場合は申出内容を明確にするために取扱票又は経過票に添付することになる。

(3) 質問書の受理等の取扱いについて

〇〇署が審査請求人から受けた質問書の取扱い等については要旨以下のとおりである。

ア 平成〇年〇月〇日、〇〇署副署長は審査請求人と面談した際、同人から質問書の提出を受け、同人は書面で回答が欲しい旨申し立てた。

イ 〇〇署副署長は審査請求人に対して、質問書について回答するとは言えない、回答するかどうかは〇〇署で判断する旨説明した。

ウ 〇〇署副署長は面談後、経過票を作成したほか、同経過票に質問書を添付した。

エ ○○署は質問書の記載内容について検討した結果、全て審査請求人に回答済みの内容であったことから、○○署は審査請求人に対して、同様の回答を繰り返す必要はないと判断したことに伴い、回答書の作成はない。

以上により、○○署においては本件開示請求のうち、回答書については作成していないことが判明した。

(4) 本件処分の正当性

審査請求人は、審査請求の趣旨及び理由において、開示されるべき書類があるが、開示されていないため、開示を求める旨の主張をしているが、上述した理由から、○○署では回答書を作成しておらず、その存在のないことが明らかであることからすれば、本件開示請求に対する本件処分が適正であり、その手続きについて何ら瑕疵はないから、本件審査請求における請求の主張が何ら理由のないものであることは明白である。

(5) 結語

したがって、審査請求人の主張は理由がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求において、回答書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 回答書の存否について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び意見陳述並びに処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえ、本件審査請求の争点と解される回答書の存否について、以下検討する。

ア 質問書に対する○○署の対応について

処分庁によれば、平成○年○月○日、○○署副署長は審査請求人と面談した際、審査請求人から質問書の提出を受け、審査請求人は書面で回答が欲しい旨申し立てたとのことである。これに対して、○○署副署長は審査請求人に対して、質問書について回答するとは言えない、回答するかどうかは○○署で判断する旨説明し、面談後に経過票を作成するとともに、同経過票に質問書を添付したとのことである。

イ 回答書の存否について

当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、○○署において質問書の記載内容について検討した結果、全て審査請求人に回答済みの内容であったこと

から、〇〇署は審査請求人に対して同様の回答を繰り返す必要はないと判断し、改めての回答書の作成はしなかったとのことである。

なお、質問書の記載内容に対する個別の回答については、過去に審査請求人と対応した際に作成した経過票に記載があり、これらの文書は別の自己情報開示請求で開示済みとのことである。

これらのことからすれば、回答書を作成又は取得していないとする処分庁の説明は特段不合理とまではいえない。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「質問書に対する決裁文書の開示を求める。」と主張しているが、本件開示請求書に決裁文書の開示を求める旨の記載はない。参考までに、当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、質問書に対して回答しないこととする意思決定については、口頭で行い、決裁文書は作成していないとのことであった。

質問書の記載内容に対する回答について、前記(1)イで述べたとおり、全て審査請求人に回答済みの内容であったこと、〇〇署は審査請求人に対して同様の回答を繰り返す必要はないと判断したことからすれば、回答しないこととする意思決定については口頭で行い、質問書に対する決裁文書を作成していないとする処分庁の説明は特段不合理とまではいえない。

(3) その他

質問書に対して処分庁が文書で回答をしなかったことについて、質問項目が全て審査請求人に回答済みの内容であったとしても、回答済みであるといった文書を発出するなど、文書による何らかの回答をすべきであったとの意見及び質問書に対して回答しないこととする意思決定については、文書で行うべきであるとの意見があったことを申し添える。